

- 新年のご挨拶
- 告示
- 組合からのお知らせ
- 保健日より
- 理事長 山本 哲朗
- 役員選挙の告示
- マラソン等参加費に対する補助
- 2月上旬に医療費通知をお送りします
- インフルエンザ予防接種補助金について
- 平成29年度特定健診実施状況
- 組合会議員の改選
- ジェネリック医薬品差額通知について
- マイナンバーによる情報連携について
- 健康診断を受けられましたか?
- 特定健診受診率等の推移

## 新年のご挨拶

神奈川県薬剤師国民健康保険組合  
 理事長 山本 哲朗



新年明けましておめでとうございます。組合員の皆様方には、新たな年を健やかに迎えのことと存じます。また、日頃から国保組合の事業運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年12月に理事会を開催し、平成30年度の事業実施状況や歳入歳出決算（見込）の報告と併せて平成31年度の事業計画（概要）や歳入歳出予算（見込）について審議いただきました。決算の関係では、保険給付費は前年度並を見込んでいますが、国に納める支援金や納付金は、前期高齢者納付金が25%近く増加するため、前年度比プラス4.3%を見込んでいます。歳入は、被保険者の減少により保険料は3%程度、国の補助金は補助率の削減等により20%程度減収となる見込です。単年度の収支は保険料改定後はじめて100%を下回る見込ですが、平成25年度をピークに保険給付費が安定していることもあり、3億円近い決算剰余金が見込まれる状況です。

一方、平成31年度事業計画の概要については、基本的に平成30年度を踏襲させていただき、昨年に引き続き、次の4つの基本方針を掲げ、円滑な事業運営に努めて参りたいと考えております。なお、平成30年度歳入歳出決算（見込）を踏まえ、保険料の改定は予定しておりません。

1点目は「健全な財政運営と安定した事業運営に努める。」年々増大する支援金・納付金に必要な財源を確保するなど財政の健全化に努め、組合員等加入者の負託に応えられるよう安定した事業運営に努めたいと考えております。

2点目は「組合員資格の適正な管理に努める。」加入時をはじめ組合員資格の確認を的確に実施し、組合員資格の適正化に努めたいと考えております。

3点目は「個人番号等個人情報の適正利用と安全管理に努める。」個人情報及び個人番号を含む特定個人情報の利用に伴う安全管理措置を実施し、個人番号等個人情報の適切な管理と事故防止に努めたいと考えております。

4点目は「適正で透明な会計業務と効率的な業務の執行に努める。」公認会計士による外部監査を実施し、会計事務の事故防止と適切な経費の執行に努めるとともに組合員等加入者の負担軽減と業務の効率化に努めたいと考えております。

役員一同、保険給付をはじめ各種業務の円滑な運営に努めて参りますので、組合員の皆様方のご理解ご協力をお願い申し上げますとともに、組合員はじめご家族のご多幸を祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

## 役員選挙の告示

神奈川県薬剤師国民健康保険組合規約及び選挙規程に基づき、役員選挙を次のとおり実施します。

- 1.任 期 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
- 2.選 挙 日 平成31年3月16日(土)(第119回組合会)
- 3.被選挙資格 平成31年1月1日現在、組合に加入している組合員で、同年4月1日において75歳未満の組合員です。
- 4.改選役員数 理事11名、監事2名
- 5.提出書類 役員に立候補又は推薦する組合員は、次の書類を添えて届出ください。  
(1) 立候補届出書(様式第1号)又は候補者推薦届出書(様式第2号)  
(2) 履歴書(様式第3号)
- 6.提出期間 平成31年2月1日(金)から3月1日(金)まで  
ただし、窓口での受付は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。  
郵送は、受付期間内に到着したものを有効とします。
- 7.提出場所 神奈川県薬剤師国民健康保険組合事務所  
住所 〒235-0007  
横浜市磯子区西町14番11号 神奈川県総合薬事保健センター 4階
- 8.そ の 他 立候補等に必要の関係書類及び関係諸規程は組合事務局にご請求ください。  
その他、選挙に関するお問い合わせは組合事務局にお願いします。

## 組合会議員の改選

組合会議員の任期は、組合規約の規定により平成31年3月31日までです。

平成31年2月1日付けで組合会議員の方へ「組合会議員選出依頼書」をお送りしますので、3月8日までに各選挙区(支部)において次期組合会議員の選出をお願いします。

なお、選出していただく組合会議員の年齢は、平成31年4月1日において75歳未満の方となります。

組合会は国保組合の意思決定の最高機関であり、規約の改正、事業計画及び歳入歳出予算の議決、事業報告及び決算報告の承認並びに財産などの重要事項に関することを議決する機関です。県内の34地区から選出された34名の組合会議員により構成されています。

# 組合からのお知らせ

## マラソン等参加費に対する補助について

- 補助対象
  - フルマラソン、ハーフマラソン、5kmマラソン等の市民マラソン
  - 平成30年1月～12月に実施されたもの
- 補助金額 5,000円(上限)
- 申請書類
  - 申請用紙：ホームページからダウンロードしていただくか組合までご連絡ください。
  - 添付書類：参加費の領収書または振込控え等の写し
- 申請期間 平成31年1月1日～3月31日(必着)



## ジェネリック医薬品差額通知について

11月下旬にジェネリック医薬品差額通知をお送りしました。この通知は、先発医薬品を使用されている方でジェネリック医薬品と300円以上差がある場合にお送りしています。

当組合のジェネリック医薬品の使用割合は、全国平均より10ポイント程度低い状態です。使用率の向上により財政の健全化と自己負担の軽減にもつながりますので使用の促進にご理解ご協力をお願いします。

## 2月上旬に『医療費通知』（平成30年1月～11月診療分）をお送りします。

医療費控除の確定申告の際、『医療費通知』を添付すると「医療費控除の明細書」の明細の記入を省略することができます。この場合、領収書の保管も不要となります。ただし、『医療費通知』に記載されていない医療費は、医療機関の領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付していただく必要があります。詳細は税務署にお問合せいただくか、国税庁のホームページをご覧ください。

- ❖ お送りする『医療費通知』は、2月の確定申告に間に合うよう、内容が1月～11月診療分のものとなりますので、12月診療分の『医療費通知』が必要な方は組合までご連絡ください。(ただし、発送は3月上旬頃となります。)

## マイナンバーによる情報連携について

マイナンバーを利用した情報連携については、平成29年11月から医療保険者と市町村等の行政機関等の間で各種データを照会する「情報連携」が開始されました。また、昨年7月から地方税関係情報の取得が可能となり、試行運用が開始されています。

本格運用後は、原則として、住民票や医療保険者の喪失情報及び税情報などの書類の提出が不要になり、国保組合に設置した統合専用端末からこれらの情報を取得し、事務処理ができるようになります。しかし、現時点では、加入者の資格管理に必要な世帯情報や異動日が確認できないなどの課題があり適正な資格適用事務に支障が生じるため、引き続き、住民票等の関係書類の提出をお願いしています。

なお、情報連携に円滑に移行するため、事務処理に必要な一部の情報については、情報連携により検証させていただいておりますのでご理解をよろしくお願いいたします。

今後の事務手続の変更については、順次、ホームページ・神楽国保等でご案内させていただきます。

### ❖ マイナンバーの利用目的

組合員等加入者のマイナンバーについては、番号法に基づき次の主な業務で利用しています。

- 被保険者証の交付
- 高齢受給者証の交付
- 保険料の賦課・徴収
- 出産育児一時金の支給
- 限度額認定証の交付
- 被保険者の資格喪失
- 高額介護合算療養費の支給
- 葬祭費の支給
- 高額療養費の支給
- 療養費の支給
- 移送費の支給
- 第三者行為による損害賠償金の徴収

### ❖ 情報連携とは？

番号法に基づき、これまで行政の各種事務手続で提出する必要があった書類を省略することができるよう、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに情報をやり取りすることです。

